

各監督者講習等登録機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたオンラインによる監督者  
講習等の実施について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録（以下「事業登録」という。）に係る監督者等の講習及び従事者の研修（以下「監督者講習等」という。）については、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者講習等の実施方法について」（令和2年5月27日事務連絡。以下「5月27日事務連絡」という。）により、感染拡大防止に万全な対応をとった上での監督者講習等の実施、又は自宅学習の方法により実施されるようお願いしたところですが、今般、下記に基づくオンラインによる監督者講習等の実施も可能としますので、お知らせいたします。

なお、本措置については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、変更する可能性があることを申し添えます。

記

- 1 以下の方法により、オンラインによる監督者講習等を実施する。
  - (1) 監督者講習等実施機関（以下「実施機関」という。）は、受講者本人に対し、オンラインによる監督者講習等の受講に必要な教材、学習報告書等を送付する。
  - (2) 実施にあたってはオンライン受講に必要な環境設備等について受講者へ事前に説明し、受講可能かどうか確認をする。
  - (3) 監督者講習等を修了した受講者は、実施機関に対し、記入済みの学習報告書を提出する。
  - (4) 実施機関は、受講者から提出された学習報告書を確認し、修了証を送付する。

## 2 留意点

- (1) オンライン配信について、受講中の通信トラブル等受講者の責に帰さない機材・設備等の不具合により修了要件が満たせない場合を想定し、オンライン配信した映像を講習期間中は随時視聴できるようにすること。
- (2) (1) の対応が困難な場合は、5月27日事務連絡に示した自宅学習方式に切り替えるなどの配慮をすること。
- (3) 学習報告書は、5月27日事務連絡の学習報告書を参考とされたいこと。
- (4) 実施機関は、受講者からの質問に対し、受講中はオンラインによるチャット機能、配信後はメール、電話等で回答する等、適切に応答できる体制を確保すること。

## 3 その他

その他本事務連絡に記載のない事項については、5月27日事務連絡によること。

### 【担当者】

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

北村、日比

電話番号：03-5253-1111（内線2432, 2939）